

専利出願優先審査管理弁法
(意見募集稿)

2011年12月15日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利出願優先審査管理弁法

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条 わが国の産業構造の最適化とグレードアップを促進し、国家知的財産権戦略の全面的な実施を推進し、イノベーション型国家の建設を加速するために、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国専利法実施細則』及び『専利審査指南』の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 専利出願の優先審査とは、国家知識産権局が出願人の請求に応じ、又は職権により、関連の条件に合致する専利出願について、審査手続において、繰り上げて又は加速して処理することを言う。

第三条 本弁法に言う専利出願は、発明、実用新案および意匠専利出願を含む。

第二章 優先審査の範囲

第四条 優先審査を適用する専利出願は主に以下のようなものを含む。

(一) 省エネ・エコ、次世代情報技術、バイオ、先端設備製造、新エネルギー、新素材及び新エネルギー自動車等新興産業のコア技術に係る重要な専利出願

(二) 低炭素技術や資源節減などに係り、グリーン発展に寄与できる重要な専利出願

(三) 国家科学技術の重点特定プロジェクトにおける重要な専利出願

(四) ほかの国や地域の専利審査機関に提出した専利出願の中国での初出願

(五) その他の優先審査が必要な専利出願

第五条 優先審査される専利出願の件数については、国家知識産権局が専門技術分野別の審査能力や前年度の専利権の付与件数及び審査待ち件数などに応じて確定する。

第三章 優先審査の要件

第六条 優先審査を請求する専利出願は、中国専利を出願する電子出願でなければならない。

優先審査を請求する発明専利出願については、実体審査手続を開始しなければならない。

第七条 出願人は優先審査手続を行うには、次に掲げる関連資料を提出する必要がある。

(一) 国務院の組成部門、直属機構又は省・自治区・直轄市の知識産権局の審査を受けており、意見が記入され、かつ公印が押された『専利出願優先審査請求書』

(二) 専利調査コンディションを備える法人機構から発行された所定様式の『調査報告』。

第八条 第七条第（二）号に言う専利調査コンディションとは、

（一）『専利審査指南』に定める調査用専利文献及び非専利文献を利用して調査するコンディションを備えること

（二）調査人員は専門的技術バックグラウンドを有しており、専利実務研修及び調査研修を受けたことがあること

（三）それ相応の専門技術分野の調査人員によって、『専利審査指南』の関連要求に従い、優先審査を請求した専利出願について調査を行なうことができること

第九条 実体審査手続にある発明専利出願について、ほかの国や地域の専利審査機関から発行された調査報告と審査結果を提供した場合には、加速して処理することができる。

第四章 優先審査の取扱

第十条 国家知識産権局専利局の予備審査及び手続管理部は、優先審査の請求を受付、審査し、速やかに審査意見を出すことに責任を負う。

第十一条 国家知識産権局専利局の関連審査部門は、優先審査要件に合致する専利出願について、速やかに処理しなければならない。

第十二条 出願人は、国家知識産権局から出された通知書を受け取った後、なるべく早期に回答又は補正をしなければならない。

第五章 付則

第十三条 国家知識産権局は本弁法の解釈に責任を負う。

第十四条 本弁法は2012年 月 日より施行する。